



大阪労働局発表
令和2年8月20日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を据え置き、現行の964円

大阪地方最低賃金審議会（会長 服部 良子）は、本日（8月20日）、大阪労働局長（井上 真）に対し、大阪府最低賃金を改正決定することを必要と認めないとの答申を行った。

- 1 大阪地方最低賃金審議会は、本年7月8日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月20日、改正決定することを必要と認めないとの答申を行った。
- 2 同審議会においては、中央最低賃金審議会の「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、賃金実態調査結果等のデータを基に慎重に審議を重ねた結果、「大阪府最低賃金」について、改正決定することを必要と認めないとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年9月4日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、決定を行う予定である。

令和2年8月20日

大阪労働局長
井上真 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部良子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和2年7月8日付け大労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。同部会において、公益代表委員は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の大阪府における経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者ならびにインバウンド関連事業者等が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、大阪府最低賃金については、現行どおりとする旨の見解を示した。採決により、この見解のとおりとすることが適当であるとの結論を得、本日、本審議会に報告がなされたところである。

よって、本審議会では、本日、審議の結果、採決により別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

今回の答申に当たっては、雇用の維持およびその前提となる事業の継続が最優先課題であることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の延長等をはじめ各種支援策の更なる強化と迅速かつ効果的な実行を国に強く求める。また、賃金引上げが可能な企業については、消費の拡大、経済の好循環、非正規雇用労働者の処遇改善に寄与することから、賃上げを前向きに検討することが望ましい。今回の審議において、現下の大阪府における新型コロナウイルス感染症拡大の影響と今後の動向の不透明さが鍵となったことは否定できない。来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金は、経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることから、最低賃金の引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことを確認した。

大阪労働局に対しては、引き続き、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する

団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況を含め検証を行い、当審議会において報告すること、を要望する。

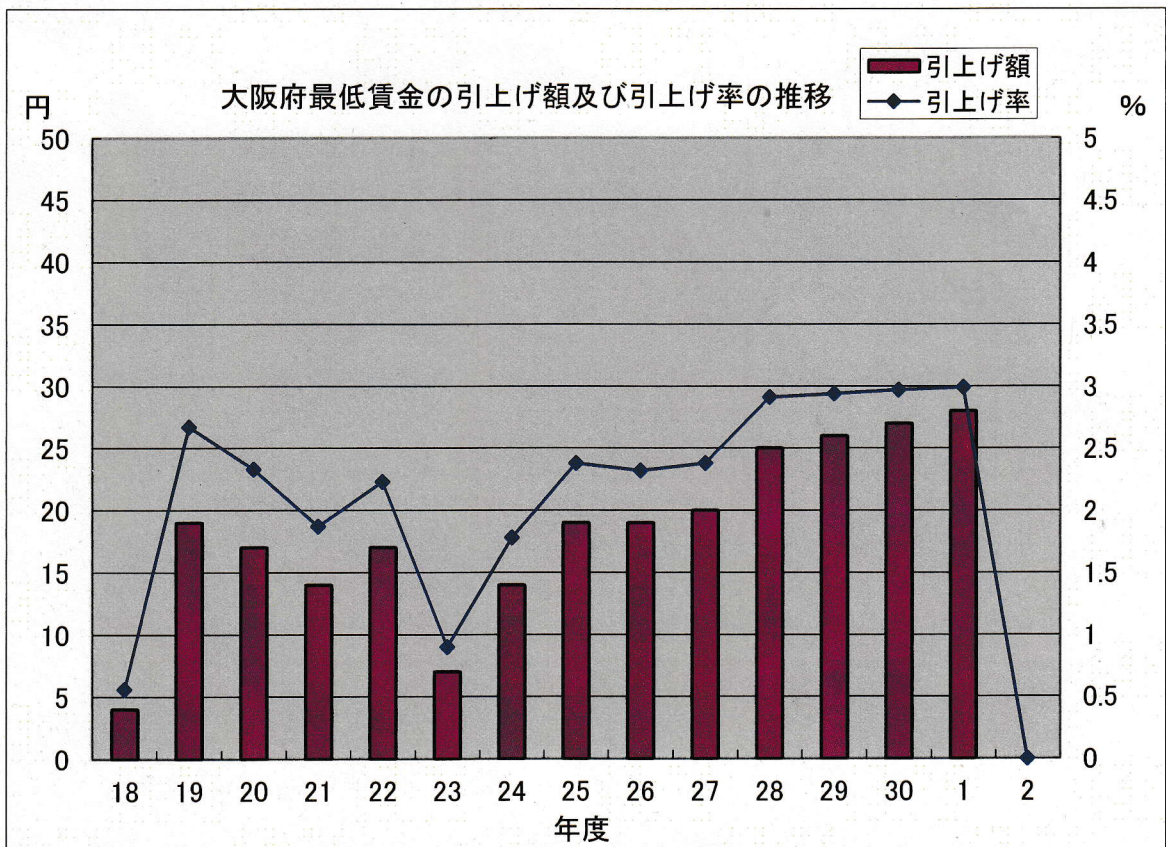
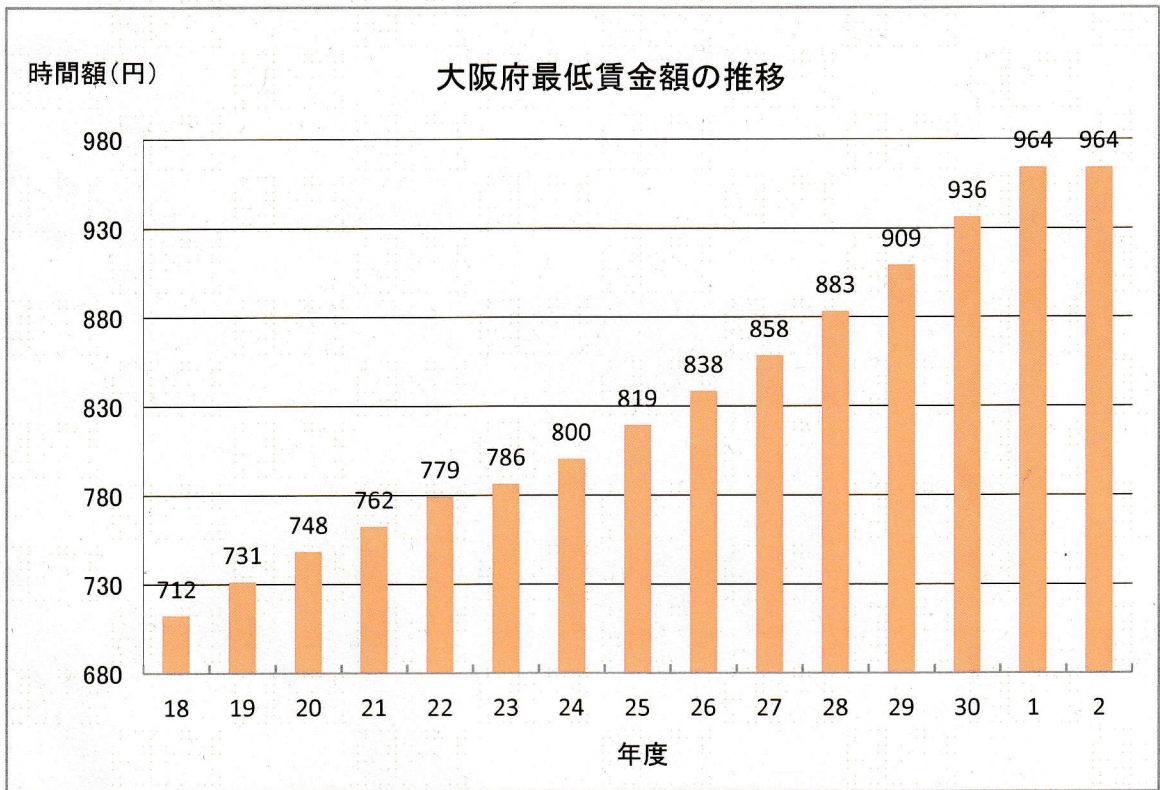
別紙

大阪府最低賃金については、現行どおりとする。

地域別最低賃金額の推移

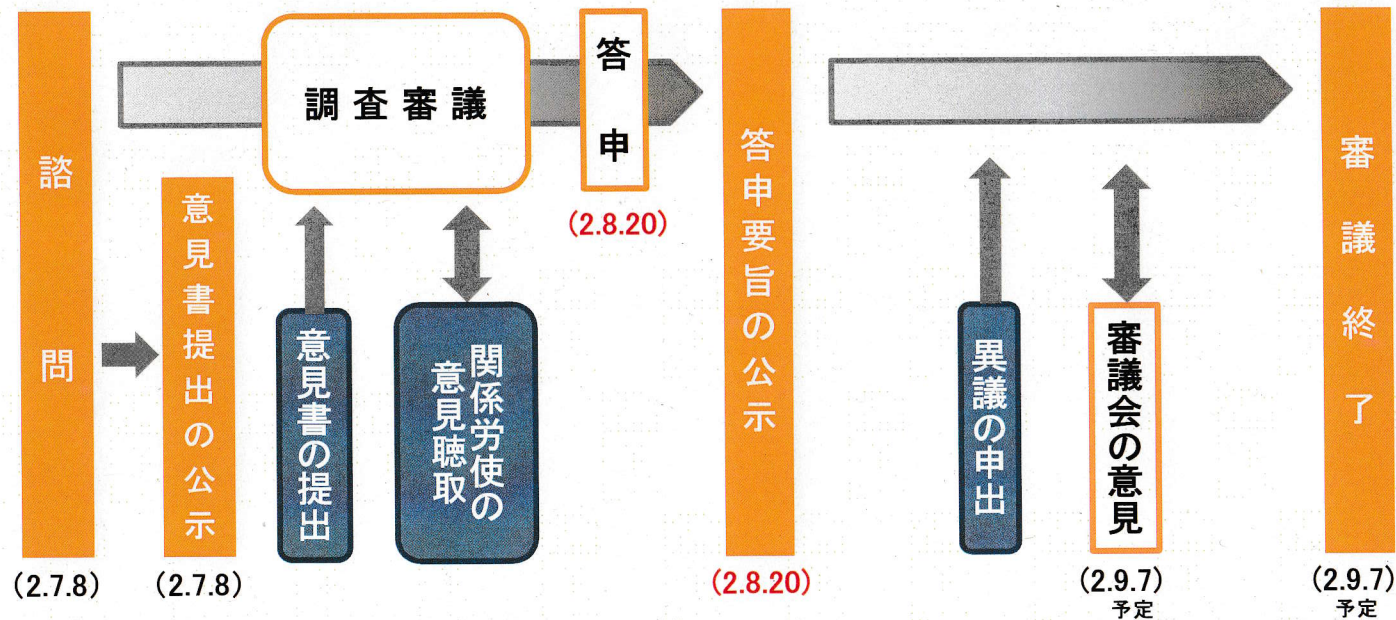
年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間額	703円	703円	703円	704円	708円	712円	731円	748円	762円	779円
引上げ額 (時間額)	4円	0円	0円	1円	4円	4円	19円	17円	14円	17円
引上げ率	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
時間額	786円	800円	819円	838円	858円	883円	909円	936円	964円	964円
引上げ額 (時間額)	7円	14円	19円	19円	20円	25円	26円	27円	28円	0円
引上げ率	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%	0%



■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

- 都道府県労働局長が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。